

重要事項説明書

ここでは当スクールへ入会にあたってご理解いただく重要事項についてご説明申し上げます。よくご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ✔ 1. (目的)
イトマンスイミングスクールでは専門のコーチによりグループ指導のもと、一貫したプログラムにより提供する指導内容に関する正しい理解を深め、技術の向上を推進します。成長過程におけるお子様においては集団生活における社会性の向上、徳育・体育の推進、社会に貢献する人材の育成に努めます。当スクールは年間48週制にて運営しています。年間を通したカリキュラムをお客様に提供いたします。
- ✔ 2. (会員制)
当スクールはすべて会員制とします。入会される方は、各クラスに定められた資格に該当し、規則を順守いただける方とします。
- ✔ 3. (入会)
入会される方は入会金・初月度の授業料・指導に必要な用品一式の購入費用を店頭にて納入いただきます。受講開始日より会員資格が発生するものとします。入会の受付は以下の二通りのみといたします。
① 1日から受講可能な場合は初月度分として、1ヵ月分の授業料を頂戴します。
② 15日以降の入会の場合、初月度の授業料・指導に必要な用品一式の購入費用を店頭にて納入いただきます。(15日以降においても、半額を超える割引ではお受けできません。)
※当スクールが定める特別な特典は除きます。※入会特典の適用には3ヶ月以上の継続が必要です。
※再入会される場合は入会金等のキャンペーン特典をお受けいただくことはできません。
- ✔ 4. (授業料)
当スクールの授業料は月謝制とします。また、授業料は口座振替制とします。入会に際しては必ず授業料を納付いただける口座のお届をいただきます。口座振替は授業開始2ヵ月目より開始いたします。入会時に店頭にて、その前月(授業開始1ヵ月目)まで前月の授業料を納入いただきます。
- ✔ 5. (休校日)
当スクールは事前のお申し出により、1ヵ月単位で休会いただくことができます。尚、その際には会員資格の継続のため、所定の休会料を頂戴いたします。休会料の納入方法は授業料と同様にお手続きください。休会料の納入方法については授業料と同様にお手続きください。
- ✔ 6. (クラス変更・変更料)
本人都合によるクラス(曜日・時間)の変更は、月単位に限り、事前のお申し出を前提として承ります。但し、クラス定員の都合により、ご希望に添えない場合もあります。変更にあたっては必ず店頭にお越しいただき、お手続きください。(お電話によるお手続きはお受けできません。)またその際に所定の変更手数料を頂戴いたします。
- ✔ 7. (休校日)
当スクールの定める休校日は次の通りです。
○毎月29日～31日(5週目)
○1月1日～3日(年始休校日)
○5月3日～5日(春季休校日)
○8月13日～15日(夏季休校日)
○政府より要請の臨時休校
○施設の設備改修工事、計画停電等の影響等による臨時休校日
- ✔ 8. (振替授業制度) 幼児・ジュニアクラス
当スクールでは一定の条件においてお休みいただいた分の授業を振替受講いただけます。
(1)年始休校日・春季休校日および夏季休校日・臨時休校日の振替(スクール都合振替)
振替の利用期間は、該当月を含め3ヵ月以内とします。
※気象条件による特別振替の場合、休校が確定してからのお申し出となりますので、実際には3ヵ月を下回ります。
(2)自己の都合による欠席の振替(何らかの理由で欠席された場合)
振替の利用期間は、欠席をされた翌々日から、2ヶ月以内とします。

- (3)自己都合による欠席の振替回数(の限度)
自己都合による欠席については振替られる回数に限度があります。
週3回受講の場合 = 月3回まで振替受講ができます。
週2回受講の場合 = 月2回まで振替受講ができます。

上記(1)(2)とも、
・テスト日(第4週目)への振替、休校月への振替はできません。
・一度ご予約いただいた振替の変更はできません。
・自らが通常受講しているクラス(曜日・時間)への振替はできません。
・通常月末休校日(29日～31日)の振替はありません。

- ✔ 9. (休会)
休会をされる場合、休会希望月の所定日までに店頭もしくはお電話にてお手続きください。上記期限を超えて休会のお手続きをされた場合は休校のお取り扱いはできません。休校された月は振替での出席もできません。
- ✔ 10. (退会)
退会をされる場合、退会希望月の前月、所定日までに所定の用紙(退会届)を直接店頭まで提出ください。(お電話によるお申し出は一切お受けできません)上記期限を超えて退会届の提出をされた場合は翌月分の休会料が必要となります。ご返金がある場合は翌々月16日頃に登録いただいている口座へ振込いたします。
- ✔ 11. (各種届出の締切日)
前項の上記説明が各種手続の締切日以下となります。
○入会(申込) = 受講開始日の前々月14日まで(電話可)
○欠席の申請 = 授業開始まで(電話可)
○休会の申込 = 休会する月の当月14日まで(電話可)※14日が休校日の場合は前営業日まで(電話可)
○自己都合欠席の振替受講予約 = 欠席確定日の翌日より受講を希望される日の前営業日まで(電話可)
○本人都合の振替受講予約 = 該月の前月22日より受講をされる希望日の前営業日まで(電話可)
○お子様(兄弟)の出入り変更の届出 = 2週間前(電話不可)
○退会の届出 = 退会される前月の28日まで(電話不可) 例:3月末付で4月から受講しない(3月28日まで)
- ✔ 12. (欠席の振替受領権利(振替))
自己都合による欠席 = 欠席した翌々日から2ヶ月
○スクール都合による振替受講 = 該当月を含めて3ヶ月
- ✔ 13. (スクールバスについて)
当スクールではスクールバスを運行しています。(幼児・ジュニアクラスのみ)
○バス乗車変更の場合、前月28日までに申し出ください。
○半月入会の場合においては初月度のみ半額(1円未満の端数は切り捨て)となります。
○乗車を希望の場合は、前月の28日までに申し出ください。
○スクールバスご利用の場合には授業料と別途、バス乗車管理料を頂戴します。
○バスの乗車は1ヶ月単位での登録となります。月途中での変更はお受けできません。
- ✔ 14. (その他入会規約の順守)
その他、イトマンスイミングスクールに入会するに当たり、会員規約内容を理解し、順守いただくようお願いいたします。

上記の各項目について説明を受けたことを証明します。
また、上記各項目の内容を順守し、授業を受講いたします。

説明を受けた日 令和〇〇年〇月〇日

署名

イトマン 京都



各事項をお読みいただいた上で✔していただき、
ご記入日とご署名欄をご記入ください。
捺印も忘れずをお願いします。